



いきいき教室・ふれあい教室

町では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすための介護予防事業に取り組んでいます。健康づくりや介護予防について学ぶ「いきいき教室」と高齢期の食生活を考える「ふれあい教室（お弁当あり）」を次のとおり開催しますので、参加を希望する人（グループ）はお問い合わせください。

- **開催時期** 11月から平成29年2月まで。時間は午前10時から（2時間程度）
- **対象**
 - ▷いきいき教室 = 10人以上で集まることができる65歳以上の人のグループ
 - ▷ふれあい教室 = 20人以上で集まることができる65歳以上の人のグループ（※ただし、今年度、老人クラブで教室に参加した人や参加を予定している人は除きます）
- **ところ** グループの代表者と話し合いのうえ、決定します
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	11月22日(火)	平成28年6月26日から平成28年7月25日生まれ
7か月健診	11月24日(木)	平成28年4月1日から平成28年4月28日生まれ
12か月健診		平成27年11月1日から平成27年11月30日生まれ
1歳半健診	11月10日(木)	平成27年4月7日から平成27年5月10日生まれ
3歳健診		平成25年10月7日から平成25年11月10日生まれ
乳幼児相談	11月8日(火)	平成28年8月13日から平成28年9月9日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。なお、10月より第2火曜日に変更しています。

総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

- **とき** 平成29年1月22日（日）、23日（月）。受付時間は午前8時30分から10時30分まで
- **ところ** 総合福祉センター
- **申込方法** 健診を希望する人は、申込書を送付しますので電話でご連絡ください。申込書には必要事項を記入し、希望する健診日の1か月前までに返送してください
- **健(検)診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、特定健診、基本健診
- **申し込み** 総合福祉センターまで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証等）

成人用肺炎球菌の予防接種

肺炎球菌感染症の発生・重症化予防のため、対象となっている人は予防接種を受けましょう。

- **平成28年度定期接種期限** 平成29年3月31日
- **対象者** 次の①または②に該当する人。①今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人で、今までに一度も接種を受けたことがない人②60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器に重い病気（身体障害者手帳1級程度）がある人及びヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害を持つ人で接種を希望する人
- **接種費用** 2,500円。なお、生活保護世帯の人は無料（診療依頼書が必要）です
- **接種できる医療機関** 福岡県内の指定医療機関
※事前に予約が必要です



Support

交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

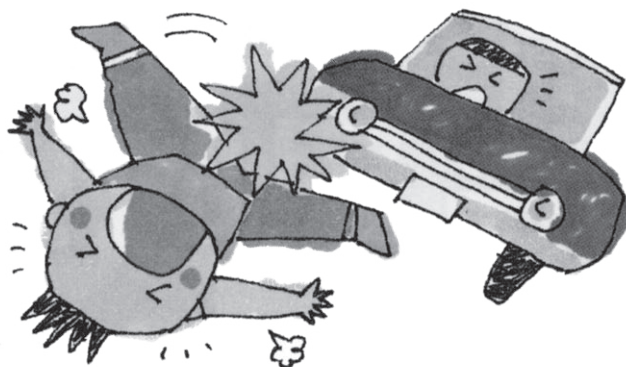
交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

**警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を**

**医療費は加害者が
負担します**

**示談をするときには
慎重にしましょう**

**国保税は
しっかり納めましょう**



交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません」と言われることがありますので、注意しましょう。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまおうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうなると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気をつけください。

● **必要なもの** 保険証、印かん、事故証明書

① **まず落ち着いて**
落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

② **相手を確認**
ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③ **必ず警察へ連絡を**
警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④ **示談は国保へ届け出してから**

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛けは、しっかり持つておきましょう。